

## 【自動車検査独立行政法人からのお知らせ】

### 検査時の合否判定に関する情報提供

#### 1. ダンプ車の荷台について

ダンプ車の荷台は、その容量（荷台の内側の長さ×幅×高さ）と最大積載量が決まっています。

最大積載量を容量で割ると荷の比重が出ます（いわゆるベッセル計算）。

普通車（1ナンバー）は1.5以上、小型車（4ナンバー）は1.3以上です。

※最大積載量はton、容量はm<sup>3</sup>（少数第2位以下切り捨て）で計算します。

ダンプ車の荷台のあたりは、シート止めの帶鉄板であってもあたりの高さに含まれますから、受検前にあたりの高さをご確認下さい。

また、ダンプ車に限らず小型車の幅は1.7m以下ですから、この帶鉄板等があたりの外側に着くと、幅が小型車の限度を超えるのが一般的で、自動式の飛散防止装置（いわゆるコボレーン）などは、出てしまうものが大半を占めます。

なお、コボレーンは使用時に荷台上で水平にならなければなりませんし、立てたままにする装置は「さし枠」と見なします。

#### 2. 検査時車両状態について

審査事務規程に追加された言葉ですが、検査を受けるときは「空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態」です。

受検時は、運転者以外の人と積載物品を降ろさなければなりません。

「蝶ねじで固定されたものは、取り外さなくてもよい」のではなく、検査官が「簡単に取り外すことが確認できる」からそのままとしているものがありますが、取り付けられたものが「制動力」や「最大傾斜角度」等に影響を及ぼすと判断できる場合には、取り外すことを指示する場合がありますのでご注意下さい。

受検前に必ず取り外して頂くものの一例として、コンテナ専用車に積まれたコンテナやガラス店が使用するキャブオーバーの荷台に設置されたガラス用の台などがありますが、それ以外にも荷台が荷物満載で、床面や乗車設備が隠れてしまっているものなどは、荷物を降ろしてから受検するよう指示をいたしますので、お客様に事前にご説明いただきますよう、ご協力お願いいたします。

#### 3. 受検前の相談について

先に述べたとおり、私達検査法人の仕事は自動車の審査であって、審査の結果を国に通知するものですから、その職務行為は「検査時間内の審査」です。

基準や解釈についてはご相談をお受けしますが、「検査に1回で合格したいので受検前に状態を見て、どこを直せばよいのか指示して欲しい。」というご相談がまれにございますが、それは自動車の審査となりますので、申請以外はお断り申し上げております。

なお、時間の掛かるご相談については、審査時間終了後（平日16時以降）にお受けいたしますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。